

厚生常任委員会

平成24年8月21日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎小林 誠	○宮崎 和彦	吉野 俊明
中西 和夫	辻 善次	里川宜志子
嶋田 議長		

2. 理事者出席者

副 町 長	池田 善紀	総 務 部 長	西本 喜一
住民生活部長	乾 善亮	福 祉 課 長	植村 俊彦
同 課 長 補 佐	中原 潤	国保医療課長	寺田 良信
同 課 長 補 佐	田口 昌孝	健康対策課長	西梶 浩司
同 課 長 補 佐	増井つゆ子	環境対策課長	栗本 公生
同 課 長 補 佐	井上 究	同 課 長 補 佐	峯川 敏明
住 民 課 長	清水 昭雄	同 課 長 補 佐	鎌田 裕之

3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 里川委員、宮崎委員

委員長

おはようございます。

全委員出席をされておりますので、ただ今より厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

本日は、小城町長が公務のため欠席されますので、副町長のごあいさつをお受けいたします。 池田副町長。

副町長

皆さんおはようございます。本日、小城町長は、今委員長が申しあげられましたように、全国町村会の公務で上京をされましたので、代わりまして挨拶を申しあげたいと思います。

まず、小林委員長をはじめ各委員の皆様にはご出席いただきましてありがとうございます。

本日ご審議いただきますのは、1の継続審査につきましては、生ごみのモデル世帯は住民のご理解を得て、約2,200世帯にまで伸びてまいりました。また新たに地球温暖化対策地域協議会を本年10月中の設立を目指していますので、その説明をさせていただきたいと考えております。

2点目の9月定例会の付議予定議案では、（1）斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてと、（2）ごみ積替え施設整備工事請負契約の締結についてであります。担当より後ほど詳しく説明をさせていただきたいと考えております。

3点目の各課報告事項のうち、（1）あわ保育園の給食調理室の新設等につきましては、園児が約220名を超えまして、職員さんも含めると約260名以上の給食をつくるには現調理室では手狭になっておりますので、新たに東側に新設しようとするものです。なお、現在の調理室は改造して保育室として利用し、増える園児に対応してまいりたいと考えております。なお、これにかかります必要な経費は、（4）の一般会計補正予算（第2号）で計上させていただいておりますので、よろしくお願いを申しあげたいと思います。次に（2）のあわ保育園の給食調

理等の委託についてでございます。たつた保育園ですでに民間委託を行ってありますが、順調に給食業務を行えていることから、あわ保育園でも来年度から民間委託を行おうとするものでございます。あと、地域包括支援センターの運営状況及び各会計の補正予算についてご説明をさせていただきたいと考えております。

なお、先ほどパッカー車から煙が出たとの報告がございまして、現在担当の者が処理に向かっているところでもございます。

それではご審議のほどよろしくお願ひ申しあげまして、小城町長に代わりましてのはじめの挨拶とさせていただきます。

本日はどうかよろしくお願ひいたします。

委員長

それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。署名委員に、里川委員、宮崎委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしくお願ひをいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

はじめに、1. 継続審査案件、(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

今委員会におきましては、先ほど、副町長のごあいさつの中にもございましたように、今年10月中の設立を目指しております斑鳩町地球温暖化対策地域協議会の概要及び設立の準備状況につきまして。そして、生ごみ分別収集モデル事業の今日までの進捗状況。また、このほど、家庭で手軽にできる生ごみ減量化の新しい方法が普及しつつございますので、町の取り組み状況等につきまして、ご報告をさせていただきます。

まず、斑鳩町地球温暖化対策地域協議会の概要及び設立準備の状況についてであります。地球温暖化対策地域協議会は、地球温暖化対策の推進に関する法律におきまして、地方公共団体、事業者、住民その他の地

球温暖化対策の推進を図るための活動を行う者は、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関し、必要となるべき措置について協議するため、地球温暖化対策地域協議会を組織することができると法律で定められております。

当町といたしましても、第4次斑鳩町総合計画のなかでも、住民、行政、関係団体が連携して、地球温暖化対策の効果的な取り組みを進めていくこととしていることから、それらの効果が期待できます地球温暖化対策地域協議会の設立を目指しているものでございます。

現在、設立に向けまして、設立準備会の立上げを予定しておりまして、その準備会のほうで、今後、協議会の詳細を決めていただくことにはなるわけですが、本日は、資料1におきまして、現時点での斑鳩町地球温暖化対策地域協議会の概要（案）をお示ししておりますので、それに基づきましてご説明させていただきます。

まず、協議会の名称につきましては、斑鳩町地球温暖化対策地域協議会といたしまして、住民の方や事業所の方に覚えやすく、また、親しみを持っていただけるよう通称名といいますか、愛称をつけることとしておりまして、その愛称につきましては、今後、準備会あるいは協議会でご検討いただくこととしております。

次に、設立年月日であります。本年10月中には設立できるよう、現在、準備を進めているところであります。

次に、設立の目的でございますが、住民や事業者の地球温暖化問題に対する意識の高揚を図るとともに、効果的な対策について、相互に協力、連携して取り組む体制を整備することにより、地域における温室効果ガスの排出抑制に向けた自主的・自発的な活動を促進することを目的としております。

次に、活動内容であります。まずは、協議会を中心に、地球温暖化対策の普及啓発を行っていきたいというふうに考えております。

住民への普及啓発では、地球温暖化対策等に関する環境イベントや環境教室の開催、あるいは今年度は町で開催をしております緑のカーテンコンテストなども、この協議会にその事業を引き継いでいきたいと考えておりますが、さまざまな催しを通じまして、地球温暖化対策の必要性、

重要性を訴えてまいりたいと考えております。

次に、事業所への普及啓発であります。現在、環境省では、一般家庭を対象に、アンケートに答えるだけで、家庭のライフスタイルに合わせて、無理なく温室効果ガスの排出対策を提案してくれる「うちエコ診断」という事業を実施されておりますが、事業所にもそのエコ診断を取り入れるため、まずは、事業所の従業員による団体受診を国のほうで呼びかけられておりますので、今後、協議会のほうでも、町内の事業所に対し、従業員の「うちエコ診断」受診を呼びかけていくとともに、事業所が導入しやすいような温暖化対策の紹介などを通じまして、普及啓発に努めてまいりたいと考えているところであります。

このように、家庭や事業所に普及啓発をしていきながら、地域全体での温室効果ガス排出抑制に向けた取組みの企画や推進もこの協議会で行いまして、最終的には、斑鳩町全体としての地球温暖化対策地域推進計画を策定できればと考えているところであります。

次に、これらの活動を中心となって行っていただきます協議会の構成メンバーであります。設立当初の構成メンバーを20名程度で設立できればということで、各種団体、事業所に現在、参画を呼びかけているところであり、現在までのところ、資料にも記載しておりますように、地球にやさしい生活推進協議会、あるいは、まちづくり太子塾、また、奈良県が委嘱されております奈良県ストップ温暖化推進員のうち、斑鳩町に在住されております方が6名おられますので、その推進員6名を合わせました8名の方を住民の代表として参画いただく予定にしております。また、事業所の代表では、斑鳩町の商工会、そして、地球温暖化問題やそれに対する対策と深く関っております、関西電力株式会社、大阪ガス株式会社、奈良交通株式会社に参加の依頼をし、それぞれ内諾をいただいているところであります。

そのほか、町内の事業所のなかで、行政、あるいは住民とともに温暖化対策を進めていただけたところを募りましたところ、現在までに、太平洋化学産業株式会社、奈良中央信用金庫法隆寺支店、株式会社 植嶋、株式会社 竜田タクシー、東洋スクリーン株式会社から参画の申し出をいただいているところであります。

そのほか、奈良県地球温暖化防止活動推進センター、町の校舎長会、斑鳩町役場からも構成メンバーに加わりまして、本日までに20名が構成メンバーとして、参画の予定となっているところであります。

なお、これから協議会の規約等を定めてまいります。この協議会に参画を希望された場合、随時、加入できるような規約にできればというふうに考えているところであります。

最後に、今後の予定であります。今月、8月28日火曜日に、先ほどの参画に内諾をいただいております方々で設立準備会を開催し、今後の進め方やあるいは協議会規約などについて協議、調整を行っていただきまして、10月下旬までには設立総会を開催したいと考えているところであります。

なお、この地域協議会につきまして、奈良県では、奈良市をはじめとする6市ですでに設置をされておりますが、町村では、初めての設置となる見込みであり、当町の地球温暖化対策の中心として実効性のある協議会となりますよう、しっかりとサポート、あるいは連携してまいりたいと考えているところであります。

次に、生ごみ分別収集モデル事業の5月の委員会以後の進捗状況につきまして、ご報告させていただきます。

5月23日の委員会では、平成24年度、新たに神南、幸進町、高塚町の3自治会が加わり、自治会数で13自治会、1,180世帯にモデル家庭の161世帯を合わせました1,341世帯でお取り組みいただいているとご報告をいたしました。その後、昨日までにモデル自治会で、五百井、芝の口東、三の二、第一地所、笠町、橋西北、法隆寺第一団地、小吉田住宅、目安の9自治会877世帯に、モデル家庭も13世帯が新たに加わっていただいております。モデル自治会で22自治会2,057世帯、モデル家庭で174世帯、合計2,231世帯と、町内の約2割にあたる世帯で生ごみ分別収集にお取り組みいただいているところであります。

平成24年度におきましては、2,500世帯での分別収集を目標としておりますが、紅葉ヶ丘自治会も10月からモデル事業に参画したいという意思表示をいただいておりますし、その他にも服部や斑鳩荘苑自

治会などでも参画に向けて調整をいただいておりますので、ほぼ目標に近い世帯数になるのではないかと考えているところであります。

現在、東地区の自治会を対象といたしました環境井戸端会議を開催しております。引き続き、そういった機会を通じまして、モデル事業への参画を呼びかけ、モデル世帯の拡充を図ってまいりたいと考えているところでございます。

このように、現在、生ごみの分別収集の町全域での実施に向けまして、モデル事業の拡充に努めておりますが、もっとも、環境にやさしい処理方法で申しますと、やはり自家処理がもっとも環境にやさしい処理方法であるというふうに考えております。

そうしたことから、生ごみの分別収集の拡充を進めると同時に、生ごみの自家処理についても、その選択肢を広げておく必要があるのではないかとこのように考えております。

現在、生ごみ処理機や生ごみ処理容器、あるいはEMボカシ処理容器の購入者に対しまして、家庭生ごみ減量化奨励事業といたしまして、購入金額の一部を助成しているところでありますが、最近、これらの生ごみ処理に加えまして、ダンボール箱を処理容器の代わりに用いて、微生物の力で手軽に生ごみを減量させることができるダンボールコンポストが普及し始めておりまして、そのキットも販売されはじめてきました。

このダンボールコンポストは、チップ材に含まれた微生物が生ごみを食べて有機分解し、生ごみが10分の1以下になるといわれているもので、簡単、手軽に減量化できるといわれているものでありますが、使用中の臭気や手間といった懸念材料もございまして、今回、ダンボールコンポスト体験教室として、体験を希望される30世帯の方にダンボールコンポストキットを無料で配布し、使用いただくことといたしました。そして、その使用状況につきまして、定期的に報告を受け、問題点の有無を確認するとともに、今後の普及についての検討材料とすることとしておりまして、9月3日にダンボールコンポスト使用説明会を開催する計画で、現在、8月号町広報紙お知らせ版で体験希望者を募っているところであります。

今後、実際、ダンボールコンポストを使用いただく30世帯のご意見

を参考にしながら、ダンボールコンポストの普及につきまして、検討することとしておりまして、その方向性が定まりましたら、当委員会に改めてご報告させていただきたいというふうに考えております。

なお、4月から委託処理に移行いたしました可燃ごみの処理につきましては、今日まで問題もなく、順調に進捗しておりますが、処理量などの具体的な状況につきましては、9月の本会議中の当委員会で報告をさせていただき予定にしておりますので、よろしくお願い申しあげまして、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご説明とさせていただきます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。
里川委員。

里川委員 地球温暖化対策地域協議会、斑鳩町の場合はこういう問題について積極的に取り組んでいこうという姿勢は以前からありまして、そのことについては非常にいいことであるというふうに思っているんですが。ただ、ちょっと残念なのが、町内で参加を希望する事業所というのを募っていただいたようなんですけれども、私、ここの中にね、ぜひともJAさんなんかに参加してもらいたいなというのが思うんですね。これ見てて、もう本当に農家の関係なんかも、地球温暖化の中でどういろんなもの対策していくのかということと、それとJAさんもいろんな事業にもまた事業を広げていっておられたりする中でね、そういう点についてもっと高い意識を持って活動していただきたいということを、斑鳩町がもっとそういう方向性をJAさんなんかにも、求めていくというようなね、状況をつくっていただけたらなと思うんですが。単に民間の会社っていうのは難しいですけれどもね。JAさんなんかはこういう問題についても少し貢献していただいたほうがいいのではないかなというふうに、ちょっとこれを見てて思ったんですが、その辺はどんなふうにしていただいているのかなと思うんですが。

環境対策 今回、協議会を設立するにあたりまして、やはり積極的にまず係わっ

課長

ていただける団体で設立をして、実効性のある協議会にしてまいりたいというふうにまずは考えます。そうしたことから、関西電力、大阪ガス、奈良交通以外の町内の事業所につきましては広く募りまして、自ら行政あるいは住民とともにやっていこうというところでまず設立をしていきたい、その後、協議会が設立されましたら、当然JAさんはバイオマス利活用の推進協議会にも加盟をしていただいています。そういったところとも、連携をする必要がございますので、協議会が設立した後、そういった関係の事業所については参画をさらに呼びかけていきたいというふうに考えております。

里川委員

できることならね、最初からこういう積極的にJAさんのほうからも言っただいて、いろいろ行政と力合わせてね、いろんな場面でJAさんとは力を合わせてやっていく場面あると思うんですね。これに限らずですね、農業問題もそうですけども、観光問題にしろ、いろんな点でJAさんには行政との連携という意識を強く持っていただきたいという思いがありますので、その辺のところを今後も意識していただいて、ぜひともご協力をいただけるようにしていただきたいと思いますというふうに思います。

委員長

他に、何かございませんか。 里川委員。

里川委員

すいません、もう1点。生ごみの分別収集、非常にたくさんのお申し込みいただいたようで、実施していただいたようで、この間に世帯数が増えているんですけれどもね。非常にこの問題でネックになる部分というのがあると思うんですね。私もいろいろ、自分のところもそうですけど、いろんな声を聞く中で、そういうバケツを何時間かきちっと設置する場所が確保できないというような地域ですね。ちゃんとステーション化が進んで、そういうバケツが置けるところはいいんですけどもね。やっぱり置けないところっていうのが必ずあるはずなんです。自分のところもそうなものですからね。そういう地域について、今後、この分別収集をやっていくのに限界があるのではないかということの中で、今、

言われた課長の説明にあった自家処理の推進、ここをやっぱり力入れていかないかなのかなというふうにも思っているんですけどもね。その辺のところもう少し担当の方の考え方、設置できない地域、そしてその地域にどういうふうに推進していくのかということについても、もう少し説明をいただけたらなというふうに思います。

環境対策
課長

幸いにいたしまして、現在、モデル世帯にご協力をいただいている自治会につきましては、すべて一定期間回収ボックスを設置できる場所があるところばかりですので、現在のところはそういった問題はございませんけれども、当然、委員がおっしゃいますように今後その事業を拡充していくにあたりましては、設置する場所がないというところは必ずあるかと思えます。そういったところにつきましては、今現在、町で考えておりますのが、例えば、お家の庭先あるいはガレージを、例えばその時間だけ有償でお貸ししていただけるのかどうかというのにも検討をしていく必要がございます。また、どうしてもそういった場所もないという場合につきましては、やはり自家処理を推進をしていかなければならぬということ、今現在、家庭生ごみ減量化奨励事業として、補助をしております生ごみ処理機、生ごみ処理容器、EMぼかし処理容器に加えて、今回のダンボールコンポストもうまく住民の方で、臭気の問題あるいは手間がかからないようでありましたら、そういったものも当然補助の対象に加えていく必要があるのかなというふうにも考えているところであります。

里川委員

わかりました、そういうことも意識を持って今後いかに参加していただける世帯を増やしていくのかということについて、私たちもできるだけそういう方向に持っていきたいけれども、そういうネックとなるものがあるという、そういう地域性についても今後も十分、それをクリアする方法など、それを打開していける方法なども研究しながらね、進めていっていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

委員長

他に、何かご意見はございませんか。

(な し)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

本件については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきたいと思えます。

次に、2. 9月定例会の付議予定議案について、あらかじめ説明を受けることといたします。

(1) 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。 植村福祉課長。

福祉課長

9月定例会に提出を予定しております、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、資料2をもとにご説明いたします。

末尾の要旨をご覧いただきたいと思えます。

障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、児童福祉法が改正されまして、障害児に係る通所の支援が見直されたことから、これに係る所要の改正等を行うものでございます。

改正内容でございますが 知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部及び児童デイサービスについて、障害種別による区分をなくしまして、児童発達支援及び医療型児童発達支援に見直されたことによりまして、条文中のこれら名称を改正するなど文言の整理を行うものでございます。

1 ページ前の新旧対照表をご覧いただきたいと思えます。

右側、旧とございますのが現行の条文でございますが、知的障害児通園施設などの文言、あるいは児童デイサービスについてこれを児童発達支援、医療型児童発達支援というふうに変更するほか、その他の文言の整理を行わせていただくものでございます。これにつきましては公布の日から施行いたしまして、平成24年4月1日から適用したいと考えているところでございます。

以上、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についての説明といたします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(2) ごみ積替え施設整備工事請負契約の締結について、理事者の説明を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策課長 それでは、9月定例会に付議を予定しております、ごみ積替え施設整備工事請負契約の締結につきましてご説明をさせていただきます。

このごみ積替え施設につきましては、可燃ごみをはじめ、現在、屋外で積替え作業を行っておりますごみ・資源物を効率的、衛生的に大型運搬車輻に積み替えますために、最終処分場内に設置いたします施設で、可燃ごみの委託処理への方向性をお示した当時から、建設の計画にあたりましては、議会にご相談を申しあげてきた施設でございます。

今回、整備工事の予定価格が5千万円を超えますことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条及び地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、工事の請負契約につきまして、議会の議決が必要となりますので、9月定例会に上程を予定し、議会のご承認をお願いするものでございます。お手元の資料3をご覧くださいと思います。

契約の対象は、ごみ積替え施設整備工事であります。契約の方法は、制限付一般競争入札で、契約金額は2億9,662万5千円であります。

契約の相手方は、大阪府大阪市淀川区宮原3丁目3番31号に所在いたします、新明和工業 株式会社 流体事業部営業本部関西支店 支店長長井 諭であります。工期につきましては、議会議決後437日間とさせていただきます。

入札につきましては、制限付一般競争入札ということで、3社から入

札参加の申込がございまして、それぞれ入札参加資格が認められまして、8月7日に郵便によります入札を行いました結果、2社が応札をしております。

契約金額につきましては、先ほど申しあげましたとおりでございます。落札率で申しあげますと99.8%となっております。

なお、廃棄物処理施設につきましては、環境省が発行しております「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」におきまして、廃棄物処理施設を構成する技術は、通常高度な技術を要するため、設計・施工の両面の技術力を有しているプラントメーカーが請負うことで、その技術力を設計段階から活用することができるので、プラント設備等については、設計・施工一括発注方式が適していると記述されていることから、今回、設計、施工の一括発注方式を採用しております。

そういったことから、実施設計の期間、あるいは許認可申請の期間等を含めておりまして、工期を議会議決後437日間、平成25年12月6日までの平成24年度・25年度の継続事業とさせていただいているところであります。

資料3の2枚目で、参考までに全体の配置図をお示ししております。あくまで、この配置図は参考例で、この例を参考に、これから落札した業者が、独自のノウハウで実施設計を行っていくわけですけれども、基本的には、可燃ごみにつきましては、ホップステージからダストドラムを通して、大型のパッカー車に積み込まれる方法。また、それ以外の不燃ごみ、その他プラスチック類、ビン類・缶類につきましては、段差ホップ式で、パッカー車から直接、設置したコンテナに投入する方法ということになります。

今回のごみ積替え施設の整備によりまして、臭気を発生させたり、あるいはカラスや小動物がくわえて周辺を散らかしたり、汚すような廃棄物はすべて屋内での積替えとなりまして、周辺の環境や衛生面の解消につながるものというふうに考えております。

なお、落札業者とは、平成24年8月8日付で仮契約を締結させていただいておりますが、本年9月定例会におきましてご承認をいただけたならば、本契約を締結させていきたいと考えておりますので、温か

いご理解をいただきますようよろしくお願い申しあげまして、9月定例会に提出を予定しております、ごみ積替え施設整備工事請負契約の締結につきましての説明とさせていただきます。以上です。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 以上、9月定例会の付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

次に、3. 各課報告事項について、(1) あわ保育園の給食調理室の新設等について、理事者の報告を求めます。 植村福祉課長。

福祉課長 あわ保育園の給食調理室の新設等についてでございます。

ご承知のように、あわ保育園では、できる限り待機児童が出ないように、受入児童を増やすため、平成23年度に会議室を保育室に改修いたしました。これに伴いまして入園児童は増加いたしまして現在220人前後が在籍するという状況になっております。保育士等職員も含めると、約260人の給食を調理しているところでございますが、現在の調理室の機能では配膳や調理スペース等が不足するなど対応しにくい状況となってきております。

また、この数年、特に0歳児の入所希望が多く、現在も0歳・1歳児で7人の入所希望を受け入れられていない状況となっているところでございます。秋には平成25年度の入所申込みを受け付けることとしており、今後も予想されます待機児童について、その解消を図っていく必要があるというふうに考えているところでございます。

このようなことから、町としましては、あわ保育園の給食調理室を新築いたしまして、その対応能力を高めるとともに、現在の調理室を保育室へ改修していきたいと考えたところでございます。

資料4をご覧いただきたいと思えます。

まず、新しい調理室は、遊戯室の東側に建築をすることを考えているところでございます。実際に調理を行う場所以外に、食材の検収室や洗浄室、食品庫、職員の休憩室やトイレなど整備することといたしております。面積は約154㎡を予定しているところでございます。資料の左側の方ですけども、現在のリフトにつきましても小さく手狭なことから、それを移設したいというふうに考えています。

また、現在の調理室、この調理室以外の倉庫、職員の休憩室併せてこの調理室関係施設面積は約80㎡でございますけども、その内実際に調理を行う部分につきましては約47㎡ありまして、調理室を新築後、これを保育室に改修していきたいという考えを持っているところでございます。

このことにつきましては、先般8月16日（木）に開催いたしました保育所運営委員会におきましても報告し、ご意見をいただく中ご理解をいただいたところでございます。

これらに係る費用につきましては、9月議会に補正予算として上程し、議決いただきましたならば、2月下旬までに新しい調理室を完成させ、その後3月下旬までに現調理室を保育室に改修したいと考えているところでございます。補正予算につきましては、（4）の一般会計補正予算のところでもご報告させていただくこととなりますけども、厨房備品等の整備につきましては、その契約額が700万円を超えることが予定されますことから、12月議会において契約の締結に係る議決をいただきたいと考えておりますので、その際にはよろしくしたいというふうに考えております。

以上、あわ保育園の給食調理室の新設等について、説明申しあげました。委員皆様のご理解をいただきたいと存じます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。 里川委員。

里川委員 前々からこのことについては、私も懸念をしておった部分なんです。調理室、子どもの人数のわりに調理室狭いけど、これ大丈夫なんかかと

いう、そのことをクリアしていただくというのは結構だと思うんですが、もう1点ちょっと保育所の件で心配なのがトイレなんですけれども、非常に園児数が増えて、ありがたいことに斑鳩町では本当に保育園、子どもさんが減らずに、ちょっとずつでも増えて保育園の利用者が増えているというような喜ばしい状況なんですけど、既存のトイレでは少しトイレの設備状況っていうのは人数のわりに少ない状況にあるのではないのかなと、ちょっとそれも給食調理室とともに、私、懸念をしておったところなんですけれどもね。この新設の調理室の方トイレをつくると、調理員さんのトイレということで、大人のトイレをつくられるんやと思うんですが、できたらですね、大人が使うトイレをここへ集中させて、子ども用のトイレをもう少しなんとかするか、子どもさんが使えるトイレの数を増やすというような方向性っていうのは、ここでなんとか考えられへんのかなと、このついでについて言ったらおかしいけどもね。これをやるとなったらね、そういうことを考えれないのかなということが、ちょっと今感じたものですから、トイレの状況はどういうふうに考えておられますか。

福祉課長

平成23年度に会議室を保育室に改修させていただいて、3歳児が多かったのも、そのことにつきましては、現在の調理室の東側にありますトイレ、北東にありますトイレ、ここの便器の数を増やさせていただきました。それで今回、調理室を保育室に改修させていただくという1つの考え方の中には、あわ保育園全体の保育室の面積を広げるということもあるんですけれども、特に今でも0歳児、1歳児の待機児童をなんとか解消していこうということが前提としてありますので、その部分について、0歳児、1歳児についての部分について、現段階でそのトイレ数を増やすとかいう考えは今のところはございません、ただ、当然それとは別に委員さんの質問とは違うんですけれども、その園児を増やすことによって保育士を増やさなくてはいけないと。特に0歳児だったら3人増やすことによって保育士を1人増やさなくてはいけないということで、現在の職員のトイレが不足しているということもありますので、この部分については現在の調理員の使っているトイレはそのまま残して、

職員用のトイレとして対応させていただくというのが現段階の考えです。

里川委員 わかりました。子どもさんの場合のトイレというのも集中した時に、少し人数のわりに、あわの場合は厳しいかなというのは前から気になってましたので、そのところ尋ねさせていただきました。それとですね、今ちょっと保育士の話が出ましたんで、ついでに保育士の件もお尋ねしておきたいんですけれども。0歳、1歳、私、一般質問した時に待機があるということで、今課長もそういう待機を解消したいんだということです。その場合ですね、申し込みをとってから、0歳は何人申し込みがあるか、1歳何人、2歳何人申し込みあるか、この3歳未満児の場合、保育士の確保っていう問題についてはね、0歳やったら3人に1人やしね、1、2歳は6人に1人つけんとあかんということの中で、申し込みをとってから保育士を確保するという段階のところですね、これまででもハローワークなんかにも、広告を出されたりとかいうようなことで、ばたばたとした対応っていうのをよく見ておったんですけれども、その辺の保育士の確保の仕方についてはどんなふうにお考えになっておられますか。

福祉課長 まず例年であれば、入る人数が確定後ですね、正職員で不足する部分については臨時職員の試験を行ったり、それで足りない部分については登録していただいているところからとってくる、あるいはハローワークから紹介いただくという対応をしています。その臨時保育士のテストも例年であれば、年明け、2月ごろ行わせていただいているんですが、やはりそうやってきますと、なかなか集まる人材も少ないということがあります。今回こういうふうに保育室を増やすという前提に立っています。入所される人数そのものがもっと早い段階でわかりますので、これらの臨時職員の試験、あるいは例えば、その保育士、幼稚園教諭を養成されておられる大学へ照会などについても、例年よりも前倒しで行っていきたいと考えております。

里川委員　もちろんそうしていただいて、できるだけ早い段階で確保していただいて、ぎりぎりになって慌てているというような状況、よく私は保育士の確保で難儀しているということをよく見てきているものですから。今、課長が言われたようにね、できるだけ早い段階でそういう対応のほうしていただいて、余裕のあるというのか、なんでもそうですけれども、用意、準備というのが万端に進むようにしていただきたいと思います。ぎりぎりになってばたばたするようなね、そんな大変な状況というのはできるだけ避けて、やっぱり子どもさんたち預かる以上ね、そういう人材の確保っていうのは重要なことですので、早くやっていただけたらと思います。

委員長　それでは次に、（２）あわ保育園の給食調理等の委託について、理事者の報告を求めます。植村福祉課長。

福祉課長　それでは、次に、あわ保育園の給食調理等の委託についてご説明申し上げます。

ご承知のように、今年度から、たつた保育園の給食の調理・洗浄業務につきましては民間業者に委託しておりまして、問題なく実施しているところではありますが、あわ保育園につきましても、平成25年度から業務を民間業者に委託したいと考えているところでございます。

調理室の移築の件もございまして、民間委託に関しますスケジュールにつきましては、昨年のたつた保育園の場合と同様に考えているところでございます。

すでに8月16日の保育所運営委員会にはこの旨をご報告をいたしましてご理解をいただきました。今後、当委員会ともご相談させていただき、また保護者の皆様にも周知をさせていただく中、12月議会におきまして予算の補正をお願いし、通りましたならば、来年の1月から2月にかけて業者を決定していくというスケジュールで考えております。

もちろん、たつた保育園の場合と同様、民間業者に委託する場合であっても、いわゆる自校方式でございまして、献立は町の栄養士が立て、食材の発注も町が責任をもって行うことといたします。また保育園の行

事等にも協力いただくようお願いしてまいりたいと考えております。さらに現在の調理員が、調理後に行っている用務にきましても、保育士の保育業務に支障が出ることがないように配慮してまいりたいと考えているところでございます。

以上、あわ保育園の給食調理等の委託についてのご説明でございます。委員皆様のご理解をいただきたいと存じます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。 里川委員。

里川委員 たった保育園が委託するというときに、私気になっていたのが、臨時職員で勤めていただいている方、すごくやる気のある臨時職員さん頑張っていた方、その旨、委託に向けて、やっぱりきちっと説明をしながら、その方がどういうふうにするか、できるか、そのところが町として、行政としての限界はあるだろうけれども、でも自分ところが採用して頑張っていた方に対してのやっぱり誠意あるそういう説明とか、そういうものをきちっと行う必要があるというふうには私は思っておりますのでね。意欲のある、働きたい方についての対応というのはやっぱり考えていただきたいというふうに思うのと、それと栄養士の配置なんですけれども、これ、給食調理を委託してから、保育園に栄養士を配置されたんですよね、確か。その前は栄養士は各保育園に配置ってというような形にはなってなかったと思うんです。民間委託をしたから、栄養士を保育園に配置したというふうに私思っております、今、たった保育園には栄養士がおります。今後ですね、あわ保育園のほうを民間委託した場合、そしたらその栄養士についてはどんなふうになるのかな、どういうふうな配置を考えておられるのかなということについて、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

委員長 池田副町長。

副町長 たった保育園の時でしたら、それまででしたら栄養士は1名で両方見

ておりました。そして今度たつた保育園が民間委託したときに、食材の点検とかございますので、搬入をした段階でその食材について点検をしておりました。それは調理員さんでやっていただいております、町の調理員さん正職の。今度正職の調理員さんなくなりますので、その代わり栄養士さんを配置して食材の点検をしていただいております。そして今1人おりますけども、発注も一応手伝ってやっているという状況です。今度あわ保育園は民間委託しますと、すでに町の栄養士おりますので、その栄養士が献立を立てて、今現在、調理員さんがおられますので、その方そのまま絶対町で雇用の責任がございますので、それらの業務についていただいて、点検していただくということになりますので、新たにあわ保育園で栄養士さんを雇うということは発生はいたしません。

里川委員 わかりました。栄養士さんの配置問題についても、それと小さい子どもさんがたくさんいるという中でのアレルギー食の対応とか、こういうものについては変わりなくそれぞれ対応していただけていけるように、そして食品の安全性、こういうものが手薄にならないようにきちっとやっていただきたいというふうに思います。ただ、民間委託についてはいかがなものなのだろうかという、私自身はまだたつた保育園の状況を見ながら、まだ確実にそれでよかったというふうな評価にはなっておりませんが、今後十分に対応していただけていけるような状況にあるのかどうかということをきちっと私も実績なり、きちっと分析をしていきたいと思っております。以上です。

委員長 次に、（3）地域包括支援センターの運営状況について、理事者の報告を求めます。 植村福祉課長。

福祉課長 それでは、地域包括支援センター運営状況について、ご報告を申し上げます。資料5をご覧くださいと思います。

これは例年通りの報告ではございますけれども、まず一番上の業務名といたしまして地域におけるネットワークの構築、それとそのページの一番下にございます地域におけるケアマネジャーのネットワークの構築

ということでございます。これは支援を必要とする高齢者の発見や問題発生防止のため、さまざまな関係者とのネットワークを構築し、またケアマネジャーのネットワークを構築するというものでございます。平成22年度までは、ケアマネジャー連絡会という形で、研修会や意見交換会を開催しておりましたが、平成23年度は、民生児童委員協議会の高齢者部会との交流の場を持ちまして、さまざまな意見交換を行ったところでございます。9事業所から12名のケアマネジャーに参加いただき、好評を得たというふうに聞いております。

2段目の実態把握でございますが、地域のネットワーク等を活用いたしまして、高齢者の心身の状況や家族状況について、実態把握を行うものでございます。平成23年度は、3,583人の実態把握を行いました。これは従前、民生委員さんや小地域福祉会などからの情報によりまして、また町が把握し定期的な訪問が必要と思われる方などについて、高齢者宅を訪問するなど把握をしておりましたが、平成23年度からは、介護保険の介護予防事業の二次予防事業対象者把握のための生活機能評価のチェックリストの取りまとめを包括支援センターに委託したことから、これと同時に包括支援センターで実態把握に努め、その情報の整理を行いました。昨年は一挙に人数が増えたため、包括支援センターでは二次予防事業の参加者の選定とともに、情報整理を行う段階でございまして、今年度から、実際に訪問するなどを予定しているところでございます。

次に、総合相談とその下の権利擁護でございます。高齢者本人・家族・近隣・地域ネットワーク等を通じまして、さまざまな相談や権利擁護の相談を受けておりますが、件数につきましては、115件でございました。

次に、日常的個別指導・相談とその下の支援困難事例等への指導・助言でございます。ケアマネジャーの個別案件や困難事例について、当該ケアマネジャーに対する助言や指導を行っているものでございますが、昨年度件数は4件でございました。

次に、包括的・継続的ケア体制の構築では、地域の包括的・継続的なケアを実施するために、関係機関との連携を構築し支援するというもの

で、特に医療機関との連携についてでございますが、現段階では、昨年度の段階では具体的な動きには至っていないというのが状況でございます。今後、在宅医療が進められつつあるなか、医療機関とケアマネジャーがスムーズに連携を取ることはますます重要なこととなることから、医師会等との協議の場の設定等について考えていかなければいけないというふうに考えております。

次に、裏のページでございますが、介護予防事業に関するケアマネジメントでは、要支援・要介護となる恐れがある二次予防事業対象の高齢者に対します予防教室の参加促進と参加者のケアプランの作成で、昨年度は29名の実績でございました。

最後に、新予防に関するケアマネジメントでは、要支援者へのケアプランの作成でありまして、23年度では、実数で211件、延べ2,019件のケアプランを作成したというところでございます。

以上、地域包括支援センターの運営状況についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。 里川委員。

里川委員 地域包括のこの報告についてはね、町は、町の責任があるのに委託をしているということの中で、報告もちよっと手薄やったのでね。今後報告のほう、きちっとしてくださいというお願いをしながら、こういう報告も出していただきました。その間、介護保険の制度もいろいろ変わってくる中で、介護保険の、ここにも総合相談とかいろいろあるんですけどもね。一番身近な相談を受ける中で、ちよっと行政の方も考えていただきたいのはね、要支援者の家事介助とか、身体介護です、この辺の区別のつけ方の中で、以前にも私申しあげたことがあると思うんですけども、家事介助であっても、窓の内側は拭けるけど外側は拭けないというような、ヘルパーさんがそういうふうなことを言ったというような状況であるとか。それとか最近ではね、家事介助で入っているからということをお年寄りの方が湿布薬をちよっと貼り換えるの手伝って

もらえないだろうかということと言うと、家事介助で入っているから身体に係ることはできませんとって湿布の貼り替えを断ったと、断られたという、こういうね、どうも制度にがんじがらめになって、お年寄りがちょっとしたことを手伝ってほしいというところで、お手伝いできないという状況についてね、介護保険の保険者としてね、この辺のところどんなふうを考えておられるのか、こういう制度、だから身体介護、家事介助という、この辺の線の引き方であったり、各事業者さんの意識の持ち方であったり、その辺のところ、今後どうあるべきなんだろうかなというのをね、すごくこれ根本的な大きな問題だと私思っていますのでね。その辺のところいろいろまあどこで線引くのかとか、いろいろ難しい問題もあろうかとは思いますが、でもお年寄りの要望っていうのは、家事介助で来ていただいている、家事介助と認めていてもちょっとしたそういうことをお手伝いしてほしいと思うことは十分理解できると私は思うのでね。その辺のところの難しさを、今後お年寄りが増えてきている、お年寄りの単身者が多くなっていくという中で、これはやっぱり大きな今後の課題でもあるかなと思いますのでね。こういうところについて、やっぱりちょっと地域包括なんかとどんなふうに係わっていけるのか、どんなふう to それらの問題クリアしていけるかっていうこと、すぐにはなかなか答えにくいとは思いますが、担当のほう、どんなふう to 意識持っておられるのか、聞かせていただけたらと思います。

福祉課長 確かに委員おっしゃいますように、実際のサービスの現場ではいろいろと柔軟に対応しなければならないことは生じてくると思います。

ただ、一方では介護報酬を使う中では、プランに基づいたサービスを提供しないと、これは利用料にも関係してくることなので、その場で実際のサービスを行う人と、受ける人の間だけで決めるということについては、後々金銭的な面のトラブルというのもありうる話ですので、それはケアマネジャーを通さなければならないということをご理解いただきたいと思います。ただ、その場でなかなか解決できないことも、じゃあそういうことを、いろんな問題があったことを省みて、今後どういうサービス計画を立てていくのかということについては十分対応できること

だと思えます。そういうことを地域包括支援センターがケアマネジャーを集めて、その中でいろんな問題点を出すなかで、話し合いながら解決していくということは重要なことです。それは当然できることだと思えますので、そのことについては地域包括支援センターに私どもの方からもいろいろとアドバイスなり、またお願いなりしていきたいというふうを考えております。

委員長 次に、（４）平成２４年度斑鳩町一般会計補正予算（第２号）について、理事者の報告を求めます。 植村福祉課長。

福祉課長 それでは、平成２４年度斑鳩町一般会計補正予算（第２号）について、住民生活部所管に係る箇所につきまして、私から説明をさせていただきたいと思えます。

それでは資料６をご覧くださいと思えます。平成２４年度一般会計補正予算（第２号）歳入歳出総括表です。

まず、歳入からご説明申しあげたいと思えます。第２０款諸収入でございます。雑入でございますが、これは、平成２３年度の福祉医療費助成事業県費補助金の確定によりまして、追加交付されることから、１４０万８千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、歳出であります。第３款民生費でございます。まず、医療対策費であります。平成２３年度の福祉医療費助成事業県費補助金の確定によりまして、超過交付額のあった部分もございまして、それについての返還が生じますことから、償還金として９６万５千円の増額補正をお願いするものです。

次に、障害福祉費です。平成２３年度の障害者自立支援給付費等国庫負担金及び障害者医療費国庫負担金の精算に伴いまして、超過交付額が出まして、返還をしなければいけないことから、償還金として４５万８千円の増額をお願いするものです。

次に、児童福祉総務費です。平成２３年度の子育て支援交付金の精算に伴いまして、超過交付額の返還がしなければいけないことから、償還金として、３０万円の増額をお願いするものでございます。

次に、保育園費でございます。先ほどご説明させていただきました、あわ保育園の給食調理室の新築及び現在の調理室の改修等にかかります経費等といたしまして、合計で8,000万円の増額補正をお願いするものでございます。その内訳としましては、新築それから改修等の工事本体の経費としまして5,000万円、新設する調理室の厨房等備品購入の経費につきまして2,500万円、それら工事にかかる設計管理業務の委託料といたしまして500万円をそれぞれ計上したもので、合計8,000万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第4款衛生費でございます。感染症予防費であります。平成24年9月1日からポリオの定期予防接種が経口生ワクチンから皮下注射の不活化ポリオワクチンに切り替わることによりまして、集団接種から医療機関での個別接種となりますことから、994万7千円の増額をお願いするものでございます。

以上、平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）の住民生活部所管に係る部分についての説明といたします。

よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。 里川委員。

里川委員 歳出のほうの衛生費で、ポリオの不活化ワクチンを使用するというところで予算計上していただいているんですけれども。個別接種になるからということで、こういうふうにあげていただいているんですが、ひとつ気になっているのは、生ワクの場合、接種を拒否されていたような状況、生ワクなので接種しないというような方が、不活化であれば受けたいということになった場合の、このワクチンの効果というのか、年齢的にも、どの年齢ぐらまでやったら、これを受けれるのか。そしてまた、これまで受けていなかった方に、是非受けてくださいというような啓発について、どんなふうにご考慮されるのか、このへんちょっとお尋ねしておきたいなと思うんですが。

委員長 西梶健康対策課長。

健康対策課長 まず1点、接種年齢ですけれども、生後3か月から90か月の間に4回を受けていただくという形になります。それと、啓発の方法ですけれども、未接種の方につきましては、この8月末に個別通知を行うとともに、9月の広報でもお知らせをしてみたいというふうに考えています。

里川委員 そうなんです。非常に、元々、ポリオっていうのは、わりあい月齢の小さい間に接種されるものなんですね。ですけれども、それを受けてなかった、生ワクなので避けていたという方が、年齢をちょっと上がってきている方もあるのではないかと思うんですが、そういった場合、何歳ぐらいまでやったら、これ受けてもらったほうがいいんやろうかというのが、私、ちょっと気になっているんです。これは、ちょっと国レベルでも、そういう何か、指示というのか、一定の基準いうもんがなんか出てるんじゃないかなと思うんですけどね。何歳ぐらいまでならこれ受けさしてもらうことができるのか、また受けていただいたほうがいいのか、未接種の方ね、ちょっとそのへんのところ、押さえておきたいと思うんですけど。

健康対策課長 一応、国のほうも、今、説明させていただきました、90か月というのは7歳半になりますので、その期間内ということで、あと、うちのほうで今、把握している段階では、7歳半を超えておられる方はおられませんので、一応、国の定める期間内では受けていただけるというふうに考えております。やはりポリオというのは、予防接種をしないと、野生の株で感染することも考えられますので、罹った場合、手足に麻痺等が残る場合もありますので、町といたしましては、接種をしていただくように、受診勧奨をしていきたいというふうに考えております。

里川委員 今、7歳半までで未接種、それ以上の方で未接種の方はいないというふうに把握をしているというふうなことをおっしゃっておられましたけ

れども、転入転出も非常に多いこともありますので、そのへんのところ、本当に、これまでの転入転出の状況を考えると、本当にそのへん把握できてるのかというのがちょっと心配なので、不活化のどんどん啓発をしていただきまして、問い合わせがあったら、できるだけ7歳半にかぎらず相談に乗りながら、接種していただいたほうがいいというケースについては、それなりの対応をしていっていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

委員長 次に、（５）平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、理事者の報告を求めます。

寺田国保医療課長。

国保医療課長 それでは、各課報告事項の5番目の平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明を申しあげます。

恐れ入りますが、資料7をご覧くださいませでしょうか。

本補正予算につきましては、平成24年度の前期高齢者交付金の概算交付金の確定と、この確定に伴います国庫・県支出金の補正、後期高齢者支援金医療費拠出金、介護納付金の確定、前年度療養給付費負担金等の精算に伴う追加交付及び返還に係る補正、財政調整交付金に係ります補助割合変更等による補正、前年度繰上充用の執行に伴う補正となっております。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,590万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を35億8,060万9千円とするものであります。

それでははじめに、歳出予算の補正につきましてご説明を申しあげます。まず、下段の歳出総括表（案）をご覧くださいませでしょうか。

はじめに、第3款後期高齢者支援金等では、平成24年度の後期高齢者支援金の額が確定しましたことから、1,907万4千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第6款介護納付金につきましても、平成24年度の納付額が確定したことから、78万6千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第10款諸支出金についてであります。3,796万6千円の増額補正をお願いするものでございます。その内訳は、一般被保険者償還金で、療養給付費等国庫負担金に係る過年度分の返還として、3,711万6千円の増額、特定健康診査等負担金に係ります過年度分の国・県への返還として、それぞれ34万円の増額補正を、出産育児一時金負担金では、出産育児一時金補助金に係ります過年度分の返還として、17万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第12款前年度繰上充用金では、平成23年度決算により、執行額が確定したことから、191万7千円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入予算の補正についてであります。

上段の歳入総括表（案）をご覧くださいませでしょうか。

はじめに、第2款国庫支出金では、3,733万7千円の減額補正をお願いするものでございます。その内訳は、療養給付費負担金では、医療費給付費現年度分で、この負担金の算定に用いられます前期高齢者交付金の確定によりまして、3,542万2千円の減額、後期高齢者支援金分現年分で、後期高齢者支援金の確定によりまして、185万6千円の増額、介護納付金分現年分で、介護納付金の確定によりまして、276万1千円の減額補正をお願いするものでございます。

財政調整交付金では、療養給付費分普通財政調整交付金で、この交付金の算定に用いられます前期高齢者交付金の確定及び補助割合変更によりまして、350万1千円の減額、後期高齢者支援金分普通財政調整交付金では、後期高齢者支援金の確定及び補助割合変更によりまして、242万円の増額、介護納付金分普通財政調整交付金では、介護納付金の確定及び補助割合変更によりまして、7万1千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第3款療養給付費等交付金では、前年度の交付金の確定に伴います交付不足分の追加交付額553万5千円の増額補正をお願いするものでございます。次に、第4款前期高齢者交付金では、平成24年度の概算交付額の確定したことから、3,889万6千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第5款県支出金では、財政調整交付金3,118万4千円の増額補正をお願いするものでございます。第2款の国庫支出金の財政調整交付金と同様の理由で、医療給付費分普通財政調整交付金で1,893万5千円の増額、後期高齢者支援金分普通財政調整交付金で916万6千円の増額、介護納付金分普通財政調整交付金で、308万3千円の増額補正をお願いするものでございます。

最後に、第10款の諸収入についてでございます。

歳入欠かん補填収入で、歳出予算の補正のところでご説明申しあげました前年度繰上充用金の補正額と同額の191万7千円と、今回の予算補正において歳入が歳出を上回ったことによって生じた財源1,954万8千円、あわせまして、1,763万1千円を増額補正をさせていただくものでございます。

以上で、平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましてのご説明とさせていただきます。

何とぞ、よろしく願いをいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(6)平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、理事者の報告を求めます。 植村福祉課長。

福祉課長 それでは、平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申しあげます。

今回の補正の主な内容は、平成22年度の介護保険事業特別会計の執行額確定に伴います繰越金と国、県、社会保険診療報酬支払基金からの負担金、交付金等の精算に関するものなどでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,436万7千円を追加し、歳入歳出それぞれ18億8,276万7千円とするものでございます。

それでは、資料8の歳入歳出総括表案でご説明したいと思います。

まず、歳入でございますが、第10款繰越金でございます。平成23年度の当特別会計の決算において、歳入額が歳出額を上まわったことから、その差額を平成24年度に繰り越すものでございます。1,436万7千円の増額補正をお願いするものでございます。

続いて、歳出でございます。まず、第5款諸支出金をご説明申し上げます。第1号被保険者保険料還付金につきましては、平成23年度の決算の確定に伴うもの及び過年度分の未請求分がございまして、これらを平成24年度で処理することを可能とするため、150万5千円の増額を、また、介護給付及び地域支援事業にかかります国庫支出金、県支出金並びに支払基金交付金に超過交付があったことから、これを償還するため、償還金として826万5千円をそれぞれ増額補正をお願いするものでございまして、諸支出金といたしましては、977万円の増額の補正をお願いするものでございます。

最後に、今ご説明申し上げました歳入の補正額と歳出の諸支出金の補正額に差額、歳入が歳出を上回っておりますので、その差額の459万7千円を基金に積み立てることができるよう、第3款基金積立金の増額補正をお願いするものでございます。

以上、平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(7)平成24年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、理事者の報告を求めます。

寺田国保医療課長。

国保医療 それでは、各課報告事項の7番目の平成24年度斑鳩町後期高齢者医

課長

療特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料9をご覧くださいませでしょうか。

本補正予算につきましては、平成23年度会計における繰越金の確定と、この繰越金を財源とした後期高齢者医療保険料等負担金及び被保険者保険料の払戻しに要する補正となっております。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ123万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億3,223万4千円とするものでございます。

それでは、はじめに、歳入予算の補正についてご説明申し上げます。

上段の歳入総括表（案）をご覧くださいませでしょうか。

まず、第5款繰越金で、平成23年度会計の出納整理期間中に収納のあった保険料等を繰り越すもので、123万4千円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳出予算の補正では、下段の歳出総括表（案）をご覧くださいませでしょうか。まず、第2款後期高齢者医療広域連合納付金では、繰越しする保険料を広域連合に納付することから、後期高齢者医療保険料等負担金54万2千円の増額補正をお願いするものでございます。次に、第3款諸支出金では、繰越しさせていただく広域連合からの還付金を被保険者に償還することから、69万2千円の増額補正をお願いするものでございます。

以上で、平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてのご説明とさせていただきます。

よろしくお願いをいたします。

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。

（ な し ）

委員長

他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。
植村福祉課長。

福祉課長

福祉課から2点ございます。

まず1点目は、前回の当委員会で、NPO法人虹の家が、町有地にケアホームの設置を希望されていることに対しまして、当該町有地を貸与していく方向で考えている旨の報告をいたしました。その際に、貸与予定の面積がいくらであるかのご質問をお受けいたしましたが、回答といたしまして、約590㎡でございます。よろしく願いをいたしたいと思っております。

2点目でございますが、敬老会の開催についてでございます。

すでに先週の金曜日にご案内を差しあげたと思っておりますけれども、来月、9月15日の土曜日、いかるがホールの大ホールにおきまして、例年どおり敬老会を開催いたします。式典は9時30分から、受付は9時からでございますが、式典は9時30分から執り行うことと予定しておりますので、町議会議員の皆様には、是非ともご出席賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

委員長

他に何かございませんか。

(な し)

委員長

以上、各課報告事項については、終わります。

続いて、4. その他について、各委員より質疑等があればお受けいたします。

(な し)

委員長

それでしたら私のほうから。その前に、先ほどのパッカー車の件、何かご報告があれば、現状があれば、教えていただきたいんですが。

栗本環境対策課長。

環境対策

さきほど、副町長のごあいさつの中にもありました、パッカー車の爆発

課長

事故でありますけれども、発生内容といたしましては、収集移動中、パッカー車後部から爆発音及び煙が発生したということで、発生時間につきましては、本日の午前8時45分ごろ。発生場所につきましては、橋西、西公民館の付近という報告を受けております。対応につきましては、パッカー車内の後部を消火器で消火したところ、煙が出なくなったのを確認したので、そのまま、最終処分場へ移動して、パッカー車内の不燃ごみを下ろしたということであります。けが人、車両の損傷についてはございません。原因につきましては、不燃ごみに混入されていたスプレー缶か、ガスボンベが爆発したものであるということが現状の内容であります。以上です。

委員長

今の件について、何か。

(な し)

委員長

それでは、私のほうから、1点、皆様方にご報告させていただきます。先月、7月18日に、ごみのポイ捨て条例に関する勉強会を、環境対策課とさせていただいた内容についてであります。

これまでの経緯については、皆様方もご存知のように、平成22年の自治会連合会との懇談会において、ポイ捨て条例についての要望があり、今日まで当委員会で協議し、環境対策課のほうにお願いをしております。環境対策課には、啓発活動等に努力していただいておりますが、さらに何か啓発活動を厚生常任委員会とともにできないかと協議をさせていただき、この秋に具体的な啓発活動をする運びとなりました。

内容については、その他の団体にも一緒に活動を呼びかけるため、行政が主体となることから、今後、活動内容や時期等を考えていただいている状態です。美化キャンペーンや、地域温暖化対策地域協議会の設立準備等でお忙しいと思いますが、来月の当委員会での報告をお願いしております。厚生常任委員会以外の議員の方にもご案内をさせていただく予定ですので、この場をお借りして、皆様方にご報告をさせていただきます。

栗本課長、そういうことで、来月になりますけれども、ご報告ということで、よろしく願いさせていただきますので。

その他について、他にはございませんか。

(な し)

委員長

それでは、その他についてもこれをもって終わります。

以上をもちまして本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員長報告のまとめについては正副委員長にご一任いただきたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり副町長の挨拶をお受けします。 池田副町長。

副町長

本日はどうもありがとうございました。今日、どの自治体におきましても、子育てやごみ問題は重要な行政課題となっております。9月定例会におきましても、これらに関連します議案や補正予算を上程をさせていただいておりますので、議長、委員長ならびに各委員さんにおかれましては、よろしくお取り計らいをお願い申しあげまして、終わりにあたりましての、小城町長に代わりましてのあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。皆さんお疲れ様でした。

(午前10時26分 閉会)